

平成30年5月31日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

今般、(公社) 全日本トラック協会より「運転免許種別確認パンフレット」が届きました。

こちらは、平成29年3月より施行された「準中型運転免許制度」の新設に伴い、運転手の運転免許と乗務する事業用自動車の車両総重量及び最大積載量の照合を怠ったため、無免許運転で検挙される事案が発生したことを受け、全日本トラック協会が作成したものです。

会員の皆様におかれましてはパンフレットの内容をご確認の上、配車時における確実な照合を徹底していただきますようお願い申し上げます。

無免許運転や免許条件違反を防止するために

運転免許証と車検証をチェックして
運転できるトラックかどうか
必ず確認しよう



運転免許の取得時期による 運転免許の種類と運転できる自動車の範囲

トラックの運転に係る運転免許（普通、準中型、中型、大型）は、運転免許を取得した時期によって、運転できる自動車の範囲が異なります。自分の保有している運転免許証を確認し、運転できる自動車の範囲を正しく理解しておきましょう。

取得時期	免許の区分	運転できる自動車の範囲		照付
		車両総重量	最大積載量	
平成19年6月1日まで	普通免許	8トン未満	5トン未満	3~4
	大型免許	8トン以上	5トン以上	
平成19年6月2日 （平成29年3月11日）	普通免許	5トン未満	3トン未満	5~9
	大型免許	11トン以上	6.5トン以上	
平成29年3月12日以降	普通免許	3.5トン未満	2トン未満	10
	準中型免許	3.5トン以上7.5トン未満	2トン以上4.5トン未満	
	大型免許	11トン以上	6.5トン以上	

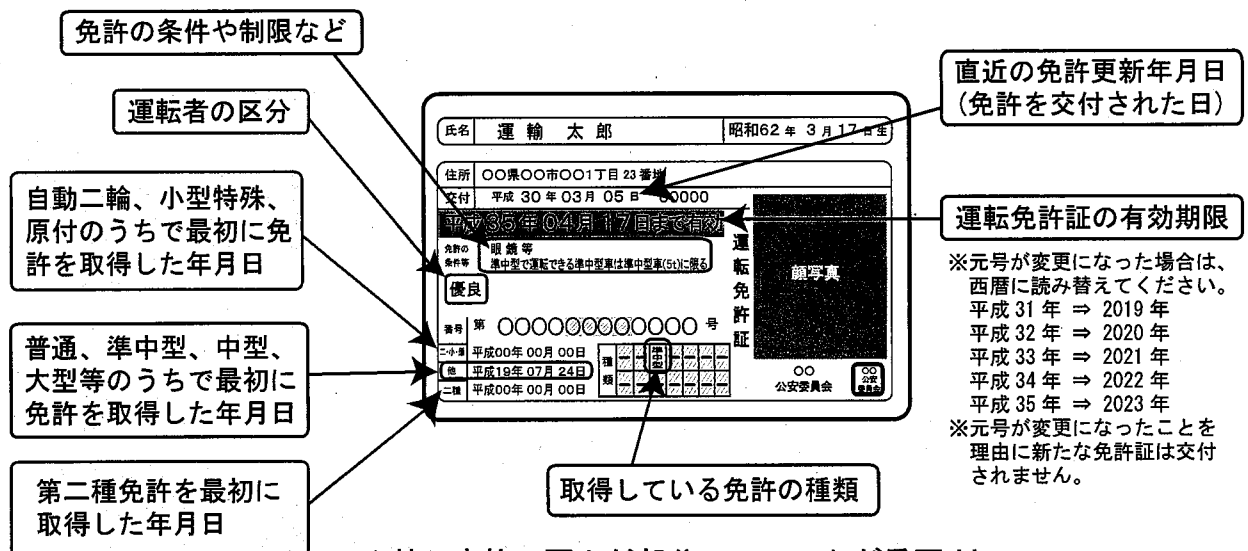
平成19年6月2日
「中型免許」導入

平成29年3月12日
「準中型免許」導入

- ※平成19年6月1日以前は、トラックの運転に係る運転免許（けん引免許を除く。以下同じ）は「普通免許」と「大型免許」の2種類でした。
- ※道路交通法の改正により、平成19年6月2日に「中型免許」が導入され、トラックの運転に係る運転免許は「普通免許」、「中型免許」、「大型免許」の3種類になりました。
- ※道路交通法の改正により、平成29年3月12日に「準中型免許」が導入され、トラックの運転に係る運転免許は「普通免許」、「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」の4種類になりました。

運転免許証の見方

(この運転免許証は、実物を元に描き起こした模式図です。)



★特に赤枠で囲んだ部分のチェックが重要!!

普通免許は 免許の取得時期によって 運転できる自動車が異なります!!

★赤枠で囲んだ箇所をしっかりとチェックしましょう!!

平成19年6月1日以前に普通免許を取得した場合

氏名 運輸 太郎 昭和56年4月4日生

住所 ○○県○○市○○1丁目23番地

交付 平成30年03月15日 00000

平成35年05月04日付まで有効

免許の条件等 眼鏡等
中型車は中型車(8t)に限る

優良

番号 第 0000000000000000 号

二小期 平成00年00月00日

期 平成16年04月10日

二種 平成00年00月00日

運輸免許証

顔写真

公安委員会

表示は「中型」になります。

【運転できる自動車】

自動車の種類	車両総重量
普通自動車	3.5トン未満
準中型自動車	3.5トン以上7.5トン未満
中型自動車	8トン未満

- ★中型自動車は一部しか運転できません!!
- ★大型自動車は一切運転できません!!

平成19年6月2日～平成29年3月11日の間に普通免許を取得した場合

【平成29年3月12日以降に免許更新をしていない場合】

氏名 運輸 太郎 平成2年8月9日生

住所 ○○県○○市○○1丁目23番地

交付 平成28年07月10日 00000

平成33年03月09日付まで有効

免許の条件等 眼鏡等

優良

番号 第 0000000000000000 号

二小期 平成00年00月00日

期 平成29年08月05日

二種 平成00年00月00日

運輸免許証

顔写真

公安委員会

表示は「普通」のままになっています。

【運転できる自動車】

自動車の種類	車両総重量
普通自動車	3.5トン未満
準中型自動車	3.5トン以上5トン未満

- ★「5トン限定」の表記がなくても、上表の範囲で準中型自動車を運転できます!!
- ★中型や大型自動車は一切運転できません!!
- ★次回の更新時に「5トン限定」が表記されます。

【平成29年3月12日以降に免許更新をしている場合】

氏名 運輸 太郎 昭和62年3月17日生

住所 ○○県○○市○○1丁目23番地

交付 平成30年03月20日 00000

平成35年04月17日付まで有効

免許の条件等 眼鏡等
準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る

優良

番号 第 0000000000000000 号

二小期 平成00年00月00日

期 平成19年07月24日

二種 平成00年00月00日

運輸免許証

顔写真

公安委員会

表示は「準中型」になります。

【運転できる自動車】

自動車の種類	車両総重量
普通自動車	3.5トン未満
準中型自動車	3.5トン以上5トン未満

- ★準中型自動車は一部しか運転できません!!
- ★中型や大型自動車は一切運転できません!!

平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合

氏名 運輸 太郎 平成8年8月13日生

住所 ○○県○○市○○1丁目23番地

交付 平成29年10月21日 00000

免許の条件等 眼鏡等

優良

番号 第 0000000000000000 号

二小期 平成00年00月00日

期 平成29年10月21日

二種 平成00年00月00日

運輸免許証

顔写真

公安委員会

表示は「普通」になります。

【運転できる自動車】

自動車の種類	車両総重量
普通自動車	3.5トン未満

- ★準中型、中型、大型自動車は一切運転できません!!

平成19年6月1日以前に普通免許を取得した場合

例1 普通免許を取得した場合

中型車は「8トン限定」の条件が付いています。

平成16年4月10日に中型免許（取得当時は「普通免許」）を取得しています。

氏名	運輸 太郎	昭和56年 4月 4日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目 23番地	
交付	平成 30年 03月 15日 00000	
有効期限	平成35年05月04日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る	
優良	優良	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
二種	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	種別
三種	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	種別




運転免許証の有効期限は平成35年5月4日です。

保有している免許の種類は「中型」です。

この運転免許証でわかること

- 平成16年4月10日に、「中型免許(8トン限定・当時の「普通免許」)」を取得しています。
- ※この運転免許証を一見すると、平成16年にいきなり「中型免許」を取得したように見えますが、そうではありません。平成16年に取得したのは「普通免許」であり、免許制度の改正により平成19年6月2日に「中型免許」ができたため、自動的に「普通免許」から「中型免許(8トン限定)」に切り替わったものです。
- 中型車の免許には、「8トン限定」(8トン未満)の条件が付いています。
- 運転時には眼鏡等の使用が義務づけられています。
- 直近の運転免許更新日は平成30年3月15日で、「優良運転者」であり、平成35年5月4日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

普通自動車	準中型自動車	中型自動車
		
車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満	車両総重量 3.5トン以上7.5トン未満 最大積載量 2トン以上4.5トン未満	車両総重量 7.5トン以上8トン未満 最大積載量 4.5トン以上5トン未満

(小型特殊自動車等を含む。以下同じ)

- ★中型自動車は一部しか運転できません!!
- ★大型自動車は一切運転できません!!

平成19年6月1日以前に普通免許を取得した場合

例2 普通免許取得後に上位の免許(大型免許)を取得した場合

中型車は「8トン限定」の条件が付いています。

昭和55年12月4日に原付免許を取得しています。

昭和56年4月9日に中型免許(取得当時は「普通免許」)を取得しています。

氏名	運輸 太郎	昭和36年8月21日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目23番地	
交付	平成26年07月31日 00000	
有効期限	平成31年09月21日まで有効	
免許の条件等	中型車は中型車(8t)に限る	
優良	優良	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
取得年月日	昭和55年12月04日	大型 〇
他	昭和56年04月09日	中型 〇
二種	平成00年00月00日	原付 〇





運転免許証の有効期限は平成31年9月21日です。

保有している免許の種類は「大型」「中型」「原付」です。

この運転免許証でわかること

- 昭和55年12月4日に「原付免許」、昭和56年4月9日に「中型免許」(8トン限定。取得当時は「普通免許」)を取得していますが、「大型免許」の取得年月日は、運転免許証からではわかりません。
- 中型車の免許は、「8トン限定」(8トン未満)です。
※大型免許を取得していれば中型自動車は限定なしに運転できますから、「8トン限定」の表記があるのは奇妙に思えますが、これは「中型免許」における条件であり、将来高齢等の理由により大型免許を返納した場合等に備えて記載されています。
- 直近の運転免許更新日は平成26年7月31日で、「優良運転者」であり、平成31年9月21日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
			
車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満	車両総重量 3.5トン以上7.5トン未満 最大積載量 2トン以上4.5トン未満	車両総重量 7.5トン以上11トン未満 最大積載量 4.5トン以上6.5トン未満	車両総重量 11トン以上 最大積載量 6.5トン以上

平成19年6月2日～平成29年3月11日の間に普通免許を取得した場合

例3 平成29年3月12日以降に免許更新をしていない場合

準中型車は「5トン限定」という条件が付いていません。

平成23年8月5日に「普通免許」を取得しています。

氏名	運輸 太郎	平成 2年 8月 9日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目23番地	
交付	平成 28年 07月 10日 00000	
有効期限	平成33年09月09日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等	
優良	優良	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
二小満	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別
他	平成23年08月05日	
二履	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

〇〇公安委員会


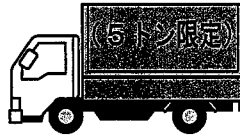
運転免許証の有効期限は平成33年9月9日です。

保有している免許の種類は「普通」の表記のままになっています。

この運転免許証でわかること

- 平成23年8月5日に「普通免許」を取得していますが、平成29年3月12日に「準中型免許」ができたため、「準中型免許（5トン限定）」に切り替わっています。ただ、平成29年3月12日以降に免許更新をしていないため、運転免許証の表記は従来のままの記載となっており、次回の免許更新で「準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る」との表記がなされます。
- 運転時には眼鏡等の使用が義務づけられています。
- 直近の運転免許更新日は平成28年7月10日で、「優良運転者」であり、平成33年9月9日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

普通自動車	準中型自動車
	
車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満	車両総重量 3.5トン以上5トン未満 最大積載量 2トン以上3トン未満

- ★準中型自動車は一部しか運転できません！！
- ★中型や大型自動車は一切運転できません！！

平成19年6月2日～平成29年3月11日の間に普通免許を取得した場合

例4 平成29年3月12日以降に免許更新をしている場合

準中型車は「5トン限定」の条件が付いています。

氏名	運輸 太郎	昭和62年 3月 17日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目 23番地	
交付	平成 30年 03月 20日 00000	
有効期限	平成 35年 04月 17日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等 準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る	
優良	優良	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
二小種	平成00年 00月 00日	種別
他	平成19年 07月 24日	種別
二種	平成00年 00月 00日	種別

運転免許証の有効期限は平成35年4月17日です。


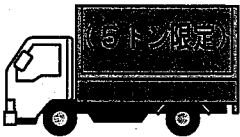
平成19年7月24日に準中型免許（取得当時は「普通免許」）を取得しています。

保有している免許の種類は「準中型」です。

この運転免許証でわかること

- 平成19年7月24日に「準中型免許」（5トン限定。取得当時は「普通免許」）を取得しています。
- ※この運転免許証を一見すると、平成19年にいきなり「準中型免許」を取得したように見えますが、そうではありません。平成19年に取得したのは「普通免許」であり、免許制度の改正により平成29年3月12日に「準中型免許」ができたため、自動的に「普通免許」から「準中型免許（5トン限定）」に切り替わったものです。
- 準中型車の免許には、「5トン限定」（5トン未満）の条件が付いています。
- 運転時には眼鏡等の使用が義務づけられています。
- 直近の運転免許更新日は平成30年3月20日で、「優良運転者」であり、平成35年4月17日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

<p>普通自動車</p> 	<p>準中型自動車</p> 
<p>車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満</p>	<p>車両総重量 3.5トン以上5トン未満 最大積載量 2トン以上3トン未満</p>

★準中型自動車は一部しか運転できません！！
★中型や大型自動車は一切運転できません！！

平成19年6月2日～平成29年3月11日の間に普通免許を取得した場合

例5 準中型5トン限定免許の限定解除をした場合

＜平成29年3月12日以降に免許更新をしていない場合＞

表面

表面の変更はありません。

氏名	運輸 太郎	平成 2年 8月 9日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目 23番地	
交付	平成 28年 07月 10日 00000	
有効期限	平成 33年 09月 09日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等	運転免許証 顔写真
	優良	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
三小限	平成00年 00月 00日	種別
特	平成23年 08月 05日	
二種	平成00年 00月 00日	
		〇〇 公安委員会



保有している免許の種類は「普通」の表記のままになっています。

裏面

裏面に、限定解除とその年月日が表記されます。

備考
平成29年05月23日 準中型車限定解除
<p>以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>【1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】</p> <p>〈自筆署名〉</p> <p>【特記欄 : _____】 〈署名年月日〉 _____ 年 月 日</p>

この運転免許証で運転できる自動車の種類

普通自動車	準中型自動車
	
車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満	車両総重量 3.5トン以上7.5トン未満 最大積載量 2トン以上4.5トン未満

★準中型自動車は限定なしに運転できますが、中型や大型自動車は一切運転できません!!

平成19年6月2日～平成29年3月11日の間に普通免許を取得した場合

例7 普通免許取得後に上位の免許(中型免許等)を取得し、平成29年3月12日以降に免許更新をしている場合

準中型車は「5トン限定」の条件が付いています。

氏名	運輸 太郎	昭和62年 3月 17日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目 23番地	
交付	平成 30年 03月 15日 00000	
有効期限	平成35年04月17日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等 準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る	
優良	優良	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	
二種	平成00年 00月 00日	種別
他	平成19年 07月 24日	種別
二種	平成00年 00月 00日	種別

運転免許証の有効期限は平成35年4月17日です。

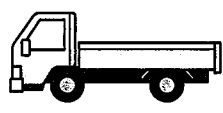
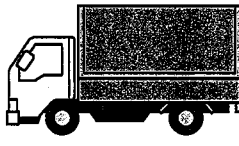
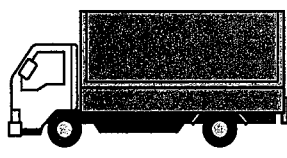
平成19年7月24日に準中型免許(取得当時は「普通免許」)を取得しています。

保有している免許の種類は「準中型」と「中型」です。

この運転免許証でわかること

- 平成19年7月24日に「準中型免許」(5トン限定。取得当時は「普通免許」)を取得し、その後上位の免許である「中型免許」を取得していますが、「中型免許」の取得年月日は運転免許証からではありません。
- 準中型車の免許には、「5トン限定」(5トン未満)の条件が付いています。
※中型免許を取得していれば準中型自動車は限定なしに運転できますから、「5トン限定」の表記があるのは奇妙に思えますが、これは「準中型免許」における条件であり、将来高齢などを理由に中型免許を返納した場合等に備えて記載されています。
- 運転時には眼鏡等の使用が義務づけられています。
- 直近の運転免許更新日は平成30年3月15日で、「優良運転者」であり、平成35年4月17日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

普通自動車	準中型自動車	中型自動車
		
車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満	車両総重量 3.5トン以上7.5トン未満 最大積載量 2トン以上4.5トン未満	車両総重量 7.5トン以上11トン未満 最大積載量 4.5トン以上6.5トン未満

★大型自動車は一切運転できません!!

平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合

例8 普通免許を取得した場合

条件は付されていません。

平成29年10月21日に「普通免許」を取得しています。

氏名	運輸 太郎	平成 8 年 8 月 13 日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目23番地	
交付	平成 29 年 10 月 21 日 00000	
免許の条件等	運転免許証 顔写真	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
二種	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別
一級	平成29年10月21日	種別
二種	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別


運転免許証の有効期限は平成32年9月13日です。

保有している免許の種類は「普通」です。

この運転免許証でわかること

- 平成29年10月21日に「普通免許」を取得しています。
- 初めて取得した運転免許なので、有効期間は3年間となり、平成32年9月13日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

<p>普通自動車</p> 	<p>車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満</p>
--	--

★準中型、中型、大型自動車は一切運転できません!!

例9 最初に準中型免許を取得した場合

「眼鏡等」の条件が付いています。

平成29年10月21日に「準中型免許」を取得しています。

氏名	運輸 太郎	平成 8 年 8 月 13 日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目23番地	
交付	平成 29 年 10 月 21 日 00000	
免許の条件等	眼鏡等 運転免許証 顔写真	
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	
二種	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別
一級	平成29年10月21日	種別
二種	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別


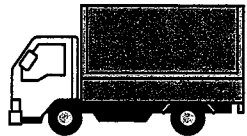
運転免許証の有効期限は平成32年9月13日です。

保有している免許の種類は「準中型」です。

この運転免許証でわかること

- 平成29年10月21日に「準中型免許」を取得しています。
- ※「準中型免許」は「普通免許」と同様に18歳になれば直接取得でき、「普通自動車」も運転できます。
- 運転する場合は眼鏡等の使用が義務づけられています。
- 初めて取得した運転免許なので、有効期間は3年間となり、平成32年9月13日まで有効です。

この運転免許証で運転できる自動車の種類

<p>普通自動車</p> 	<p>準中型自動車</p> 
<p>車両総重量 3.5トン未満 最大積載量 2トン未満</p>	<p>車両総重量 3.5トン以上7.5トン未満 最大積載量 2トン以上4.5トン未満</p>

★中型、大型自動車は一切運転できません!!

無免許運転・免許条件違反を 防止するためのチェックポイント!!

ポイント1

運転免許証の取得年月日、免許の条件などを見て、特に次の点を確認する。

- 有効期限が切れていないか
- 免許の種類は何か
- 免許に条件（「5トン限定」や「8トン限定」等）が付いていないか
- 運転できる自動車の範囲（車両総重量・最大積載量）はどこまでか



ポイント2

自動車検査証（車検証）に記載されている車両総重量や最大積載量を見て、運転できる自動車かどうかを確認する。

車検証のここを見る!!

番号		平成 年 月 日		自動車検査証		車両総重量	
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初年登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月	普通	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
車名	2人	2,850kg	5,020kg	7,980kg			
車台番号	長さ	積高	前軸高	前軸重	後軸重	後軸重	後軸重
型式	864cc	2,230kg	2,790kg				
原動機の型式	総排気量又は定格出力	最大積載量	型式指定番号	種別区分番号			

免許条件違反と無免許運転

- 「5トン限定準中型免許」で、限定を超える準中型自動車を運転した場合は、「免許条件違反」となります。（「8トン限定」も同様）
- 「5トン限定準中型免許」で、中型自動車や大型自動車等を運転した場合は、「無免許運転」となります。
- 有効期限の過ぎた運転免許証で運転した場合は、「無免許運転」となります。

免許条件違反	無免許運転
反則金 9,000 円 (大型車等の場合) ※準中型車や中型車は「大型車等」に含まれます。	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
違反点数2点	違反点数25点 免許取消し (欠格期間2年 (最短の場合))